

プレハブ住宅コーディネーター

Prefabricated Housing Coordinator

平成29年度 プレハブ住宅コーディネーター資格2回目以降更新申請 Web受講者用案内

プレハブ住宅コーディネーター資格更新について

プレハブ住宅コーディネーター資格2回目以降更新申請は、既に「プレハブ住宅コーディネーター」として認定され、当協会に登録されている有資格者が、その資格を再度更新するためのものです。書類審査の上、更新を認める者を「プレハブ住宅コーディネーター」として、再登録いたします。

プレハブ住宅コーディネーター教育テキストについて

住まいづくりに欠かせない知識を得るための「プレハブ住宅コーディネーター教育テキスト」をご購入いただけます。このテキストは、第13版として平成29年6月に改訂されたもので、住宅知識を習得することができ、日常業務でも活用いただける内容になっています。

プレハブ住宅コーディネーター資格2回目以降更新申請については、以下の通り実施いたします。

<申請資格について>

本申請の対象者は、次の有資格者とします。

(2回目更新対象者)

- (1) 平成23年度又は24年度に行われた更新講習会を受講し更新認定を受け、有効期間満了日が平成30年3月31日の有資格者。
- (2) 有効期間満了日から1年以内に延期願いまたは特例措置願の提出により、更新延期が認められ有効期間満了日が平成29年3月31日の者。
- (3) 有効期間満了日から2年以内に特例措置願の提出により、更新延期が認められ有効期間満了日が平成28年3月31日の者。

(3回目更新対象者)

- (1) 平成24年度に更新(2回目)認定を受け、有効期間満了日が平成30年3月31日の有資格者。
- (2) 有効期間満了日から1年以内に延期願いまたは特例措置願の提出により、更新延期が認められ有効期間満了日が平成29年3月31日の者。
- (3) 有効期間満了日から2年以内に特例措置願の提出により、更新延期が認められ有効期間満了日が平成28年3月31日の者。

(4回目更新対象者)

- (1) 平成24年度に更新(3回目)認定を受け、有効期間満了日が平成30年3月31日の有資格者。
- (2) 有効期間満了日から1年以内に延期願いまたは特例措置願の提出により、更新延期が認められ有効期間満了日が平成29年3月31日の者。
- (3) 有効期間満了日から2年以内に特例措置願の提出により、更新延期が認められ有効期間満了日が平成28年3月31日の者。

(5回目更新対象者)

- (1) 平成24年度に更新(4回目)認定を受け、有効期間満了日が平成30年3月31日の有資格者。
- (2) 有効期間満了日から1年以内に延期願いまたは特例措置願の提出により、更新延期が認められ有効期間満了日が平成29年3月31日の者。
- (3) 有効期間満了日から2年以内に特例措置願の提出により、更新延期が認められ有効期間満了日が平成28年3月31日の者。

<申込みについて>

※以下2並びに申込み締切りは、所属する会社によって対応が異なります。所属する会社の担当者からのご案内または指示に従ってください。

1. 申込みの手続きについて

Webシステムによるご案内、申込み等を実施しています。所属する会社の担当者を經由してメールにて受講の案内がありますので要領に従ってWebシステム上で申込みをお願いします。尚、下記URLからマニュアルもご覧頂けますのでご対応下さい。

受講者用：http://www.kyomu.purekyo.or.jp/content/user_help

<申込み手続きの際に注意していただきたい事項>

- ・個人票・受講票（様式第3-3）は、Webシステムにて各自でフォーム入力の上、出力印刷して下さい。
- ・個人票（様式第3-3）の写真は、24mm×30mm、無帽、無背景、上半身正面（最新6ヶ月以内）の写真1葉を所定の位置にのり付けして下さい。
- ・個人票は所属する会社の担当者へ提出ください。

注) スナップ写真は不可、証明写真に限ります。
認定証作成の際にサイズ、背景等による不具合を生じた場合は、写真の再送をお願いすることがあります。

2. 申請料

3, 240円/人（登録料及び消費税含みます）

<プレハブ住宅コーディネーター教育テキストの申込について>

前回更新時から5年が経過し、その間住宅環境も大きく変化しております。プレハブ住宅コーディネーター教育テキストは平成29年6月に第13版として発行いたしました。2回目以後の更新時には講習会はありませんが、最近の住宅知識を習得する手立てとしてご活用いただけますのでご検討ください。

1冊につき2,160円(消費税含む)の費用がかかります。

尚、上記教育テキストを希望される場合は、Webシステムのテキスト購入フォームに入力してください。

<認定証の交付について>

資格認定審査の結果、更新（2回目以降）の認定者には、新たに認定証を交付致します。

以上